

## A S C保護預り規定新旧対比表

| 旧   | 新  |
|---|--|
| <p>1. あしぎんセーフティ・ケースの使用<br/>(省略)</p> <p>2. 保管物の範囲<br/>(1)～(2) (省略)</p>   | <p>1. あしぎんセーフティ・ケースの使用<br/>(省略)</p> <p>2. 保管物の範囲<br/>(1)～(2) (省略)</p> <p><u>(3) A S Cには、次に掲げるものを格納することができません。</u></p> <p><u>①現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクが高いと考えられるもの</u></p> <p><u>②危険物や変質、腐敗のおそれがある等、A S Cの通常の用法による保管に適さないもの</u></p> <p>3. <u>利用目的の確認</u></p> <p><u>(1) A S Cの契約の締結または利用等にあたっては、預け主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、保管物が第2条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</u></p> <p><u>(2) A S Cが、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、当行所定の場所内でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法でA S Cの利用状況を確認させていただきます。</u></p> |
| <p><u>3. 契約期間等</u></p> <p><u>4. 手数料</u></p> <p><u>5. 鍵の保管</u></p> <p><u>6. A S Cの受け渡し等</u></p> <p><u>7. 届出事項の変更等</u></p> <p><u>8. 印章、鍵の喪失時等の取扱い</u></p> <p><u>9. A S C等の変更</u></p> <p><u>10. 印鑑照合等</u></p> <p><u>11. 損害の負担等</u></p> | <p><u>4. 契約期間等</u></p> <p><u>5. 手数料</u></p> <p><u>6. 鍵の保管</u></p> <p><u>7. A S Cの受け渡し等</u></p> <p><u>8. 届出事項の変更等</u></p> <p><u>9. 印章、鍵の喪失時等の取扱い</u></p> <p><u>10. A S C等の変更</u></p> <p><u>11. 印鑑照合等</u></p> <p><u>12. 損害の負担等</u></p>   |

(追加)

### 12. 反社会的勢力との取引拒絶

このASCは、第13条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこのASC使用申込をお断りするものとします。

### 13. 解約等

- (1) この契約は、預け主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえASCおよび正鍵を直ちに返却してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行からの解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとってください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

①～⑤ (省略)

- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預け主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこのASCの使用を停止し、または預け主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行からの解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえASCを返却してください。

①～③ (省略)

### 13. 反社会的勢力との取引拒絶

このASCは、第14条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第14条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこのASC使用申込をお断りするものとします。

### 14. 解約等

- (1) この契約は、預け主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえASCおよび正鍵を直ちに返却してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行からの解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとってください。第4条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

①～⑤ (省略)

⑥預け主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは預け主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき

⑦本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

⑧法令で定める本人確認等における確認事項や第3条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき

⑨マネー・ローンダリング、テロ資金供与等、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき

- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預け主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこのASCの使用を停止し、または預け主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行からの解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえASCを返却してください。

①～③ (省略)

(追加)

(4) (省略)

(5) 第1項から第3項のASCの返却、正鍵の返却等の手続が遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの手数料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を返却の日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(6)～(7) (省略)

14. 保管物の一時引き取り等

15. 緊急措置

16. 譲渡、質入れ等の禁止

(1) この契約による引き渡し請求権等の預け主の権利は譲渡または質入れすることはできません。

(2) ASCおよび鍵は譲渡、質入れまたは転貸することはできません。

15. 保証人

16. 成年後見人等の届出

17. 規定の変更

(4) (省略)

(5) 第1項から第3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第5条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第5条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(6)～(7) (省略)

15. 保管物の一時引き取り等

16. 緊急措置

17. 譲渡、質入れ等の禁止

(1) この契約による引き渡し請求権等の預け主の権利は譲渡または質入れすることはできません。

(2) ASCおよび鍵は譲渡、質入れまたは転貸することはできません。

18. 保証人

19. 成年後見人等の届出

20. 規定の変更